

第26次東京都消費生活対策審議会

第4回総会

令和4年2月8日（火）
オンライン

(午前10時00分 開会)

○消費生活部長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております東京都生活文化局消費生活部長の工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、オンラインの操作について御説明させていただきます。ハウリング防止のため、発言されるとき以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦、会議室から退出して、再入室を試みていただければと思います。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告させていただきます。

ただいま、御出席をいただいております委員の方は21名、委任状が2通でございます。

東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は、東京都のホームページ等に掲載し公表をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、野澤会長、よろしくお願いいたします。

○野澤会長 ただいまから、第26次東京都消費生活対策審議会第4回総会を開会させていただきます。

初めに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○消費生活部長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第に続いて、資料1が委員名簿、資料2が幹事・書記名簿、資料3が答申(案)、資料4が答申(概要)(案)でございます。

○野澤会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

本日の審議の進め方でございますが、まず、事務局からこれまでの審議の経過について説明を受けた後、部会で取りまとめたいただいた答申(案)について報告をしていただきます。

その後、答申の決定についてお諮りし、決定後、答申文を手交したいと思います。

今後、具体的に取組を進めていく際の御意見や御要望については、次第にありますように答申の手交後に意見交換の時間を取っておりますので、その際に、御発言いただければと思います。

では、事務局からこれまでの審議の経過について、御説明願います。

○消費生活部長 審議経過でございますが、昨年5月の総会において知事から諮問を受け、鹿野委員を部会長とする検討部会を設置し、審議内容によって、平澤委員を部会長とする消費者教育推進協会と合同で部会を開催し、御審議をいただきました。

部会での検討結果を経て、11月には、第3回総会を開催し、「中間のまとめ」を取りまとめたいただきました。その後、約1か月間「中間のまとめ」に対して広く意見の募集を行い、寄せられた意見を踏まえて、1月に部会で審議を行い、作成していただきましたのが、お手元の資料3「答申(案)」でございます。

以上、簡単ですが、これまでの審議経過でございます。

○野澤会長 次に、部会でまとめていただいた答申（案）について、検討部会の部会長であります鹿野委員より報告をお願いいたします。

○鹿野委員 ありがとうございます、鹿野です。

中間まとめに対する意見募集の後、1月18日に検討部会を開催し、答申（案）への意見の反映について審議をいたしました。

ここに、答申（案）を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

意見の募集結果と答申（案）への反映の具体的な内容につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

資料3の答申（案）の付属資料に「中間のまとめ」に係る意見募集結果を載せておりますので、そちらを使って御説明いたします。

65ページを御覧ください。

1、意見募集の概要でございますが、意見の募集を12月3日から1月4日までの33日間行いました。募集に当たりましては、東京都や生活文化局のホームページに募集要領等を掲載したほか、ツイッターを利用して周知いたしました。

集計結果でございますが、意見の総数は、48件、二人の個人及び四つの消費者団体から御意見が寄せられました。

次のページをお願いいたします。

3、意見の概要と審議会の見解・対応について、左側が寄せられた意見の概要でございます。

御意見の掲載に当たりまして、趣旨を尊重しながら要約させていただき、趣旨が同じ意見はまとめて記載しております。

右側に、意見に対する審議会の見解・対応を記載してございます。

意見に対する見解としまして、いただいた御意見は、基本的に、今後、都が施策を検討するに当たって参考になるものと考えますが、御意見の趣旨が既に本文の中に含まれているものは、該当するページを示しております。

また、対応としまして、御意見の趣旨を踏まえて本文に追記したものがございます。具体的な反映につきましては、答申（案）の該当箇所を画面にお示しして、御説明いたします。

では、順番に見ていきます。

まず、「第1章、計画改定の基本的な考え方」について、2件、御意見が寄せられました。

左端の列に番号を振っておりますが、意見の№1でございます。

中間のまとめでは、「1基本計画のこれまでの経緯」の最後に、現行の基本計画に位置づけた「3つの視点」と、「5つの政策の柱」について記載しましたが、こちらが、初めて中間のまとめを御覧になる方にはちょっと分かりづらいという御意見でございました。

続いて、意見№2は、今回の中間のまとめの検討に当たり、具体的施策の結果の検証をしていると思うが、その過程を分かりやすく示してほしいという意見でございます。これら二つの意見への対

応といたしまして、本文に追記をいたしております。審議会の委員の皆様には、昨年5月の総会の際に、現行計画の体系を示し、都では、これまで三つの視点に基づき、五つの政策の柱に沿って施策を推進してきたことを説明させていただきました。また、その後の総会や部会では、五つある政策の柱ごとに、3年間の取組実績に基づいて課題を整理し、それぞれの課題の解決に向けた今後の取組の方向性について、御審議をいただきました。こうした、これまでの審議の過程について、都民の皆様に分かりやすくお示しするということの追記をいたしました。

具体的な反映につきましては、答申（案）の2ページを御覧ください。

ピンク色でマーカーをした部分です。

「1基本計画のこれまでの経緯」に、〈現行計画の体系〉を、「2改定に当たっての基本方針」に、実績に基づいて課題を整理した過程を追記いたしました。

では、戻りまして、「第2章、消費生活をめぐる現状」には、3件の意見が寄せられております。

№3は、社会のデジタル化の進展について、インターネットを利用しない都民への対応に関する御意見。

№4は、消費生活情報に関する調査結果から、早急な情報発信の検討が必要という御意見でございます。

これらにつきましては、本文に御意見の趣旨が含まれていますので、該当のページを記載してございます。

№5の特商法等の改正、とりわけ契約書面の電子化に係る御意見につきましても、本文の2ページ、先ほど御覧いただいた「改定に当たっての基本方針」の中に、国等の動向を踏まえて、必要な施策を盛り込んでいくべきと記載しております。国等の動向の中には、特商法をはじめとした法改正なども、もちろん含まれておりますので、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれていると記載してございます。

次に、「第4章、各政策において重点的に取り組む課題と今後の方向性」についての意見でございます。

政策1から順に御説明いたしますが、いずれも（3）今後の取組の方向性に書かれた内容についての御意見になります。

「政策1、消費者被害の未然防止と拡大防止」の「1被害防止のための注意喚起・情報発信」について、6件御意見が寄せられております。

№6から9は、デジタル社会に対応した「伝わる」情報発信や多様な主体との情報提供の場の開拓についての御意見です。また、№10、11は、情報発信の取組について具体的な意見をいただいております。御意見の中で、趣旨が本文に含まれている部分は該当のページを記載してございます。

続いて、「2見守りによる消費者被害の防止と早期発見」につきまして、6件になりますが、見守りネットワークの構築、さらに、消費者安全確保地域協議会設置に向けた取組を進める上で、様々な具体的な意見をいただいております。御意見の趣旨が本文に含まれている部分は、該当のページを記載しております。

№16では、見守りネットワークの活性化に向けた情報提供に係る御意見をいただきましたので、

都がキャンペーンを実施する際に、高齢者が日常生活で利用する施設等で周知を図っていることを紹介しております。

次に、「政策2、不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成」「1 悪質事業者の指導・処分の強化」については、5件になります。デジタル技術などに詳しい専門人材の活用、さらに、広域で営業する事業者によるトラブルの増加に対応するための国や他県との連携強化について、御意見をいただいております、御意見の趣旨は本文に含まれておりますので、該当のページを記載してございます。

No 19 は、契約書面の電子化を見据えた対応について加筆を求める御意見でしたが、先ほど、No 5 の意見の部分で御説明したとおり、第2章の「改定に当たっての基本方針」の中で、国等の動向を踏まえた施策の展開について記載しておりますので、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれているものとしてございます。

続いて、「2 不当な表示等に対する監視の強化」につきましても、効果的に広告監視業務を進めるための監視体制の構築及び国や業界団体等との連携、さらに、悪質事業者通報サイトの周知について、4 件の御意見をいただいております、御意見の趣旨は本文に含まれておりますので、該当のページを記載しております。あわせて、悪質事業者通報サイトの実績について、東京くらしWEBの中に掲載していることを紹介してございます。

続いて、「3 健全な市場の形成」につきましても、3 件になりますが、事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた取組を進めるに当たって、様々な具体的な御意見もいただいております。御意見の趣旨が含まれている該当ページを記載するとともに、コンプライアンス講習会の中で、個人情報の保護に関する内容も取り上げていることも紹介してございます。

次に、「政策3、消費生活の安全・安心の確保」について、4 件意見が寄せられました。

安全意識の向上を促す交流型デジタルプラットフォームの構築について、取組を期待するといった意見をいただきましたので、御意見の趣旨が本文に含まれている部分は該当のページを記載しております。

その中で、No 30 になりますが、文章だけでは、プラットフォーム構築の内容が分かりにくいという御意見をいただきましたので、イメージ図を追加いたしました。具体的な反映は、答申（案）の46 ページになります。

都民の皆様は、分かりやすくお伝えするという事で、部会資料や中間のまとめの概要資料に載せていた図をバージョンアップして追加してございます。

戻りまして、「政策4、消費者教育の推進と持続可能な消費の普及」について、こちらには三つの項目がありますが、「1 成年年齢引下げに対応した消費者教育」から順に御説明いたします。

成年年齢引下げを目前に控え、消費者教育の充実について、7 件の意見をいただきましたので、2 ページにわたって紹介しております。

No 34、35 は、趣旨が同じでしたので、まとめて記載をしましたが、今後の取組の方向性に沿った施策の実施について、前倒しを求める意見でございます。こちら、都が今後、施策を検討するに当たっての参考になる御意見であり、あわせて、都におきましては、これまでの委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、現在進行形で検討を進めているものもおりますので、必要な施策につい

て取組を進めていることを記載してございます。

次のページは、教育プログラムの充実や若者向けキャンペーン等についての意見です。本文の中で、御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。

一番下の段になりますが、№40は、この後御説明する「2急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育」にも係る御意見でございますが、消費者教育の推進に当たっては、地域の消費者団体、NPO、PTAなど、身近で活動している団体の力が重要であり、団体の活動への支援についての御意見でございました。

こちらの御意見への対応につきましては、本文では、34ページ、「第3章、視点3、多様な主体との連携・協働による取組の強化」、また、60ページ、第4章の最後、「その他（各政策共通）1区市町村をはじめ多様な主体との連携による施策の推進」に、計画全体にわたって多様な主体との連携による施策の推進が必要であることを記載しておりますが、今回御意見をいただいた部分では、「関係機関等とも連携」という、シンプルな表現になっておりましたので、いただいた御意見を踏まえて2か所追記いたしました。

具体的な追加については、答申（案）の50ページを御覧ください。1か所目は、「幅広い主体に対する消費者教育の実施」の中のピンク色でマーカーをした部分になります。

関係機関の前に、「消費者団体やNPOなど」を追記しました。

2か所目は、52ページ「多様な消費者に寄り添える環境の整備」の部分で、同じように、関係機関の前に追記をいたしました。

戻りまして、「2急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育」について、アプリやWi-Fi等の通信環境などの具体的な内容も含め、御意見を3件いただいており、本文の中で、御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。

次のページ、「3持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進」につきましては、民間企業等と構築するプラットフォームによる都民の行動変容につながる協働プロジェクトの展開に対して、取組を期待するといった御意見をいただいており、本文の中で、御意見の趣旨が含まれているページを記載しております。

次に、「政策5、消費者被害の救済」では、「新たなサービス・技術等に対する相談体制の強化」や「多様な主体への相談体制の充実」について、御意見が4件寄せられており、本文の中で、御意見の趣旨が含まれているページを記載しております。

№47は、消費生活センターは、当事者である高齢者に限らず、家族や第三者からの相談にも積極的な対応を望むという御意見であり、政策1の見守りネットワークの充実にも係る内容ですので、そのことを括弧書きで加えております。都では、高齢者被害専用の相談窓口やヘルパーなど高齢者の身近にいる方からの通報・問合せ窓口である「高齢消費者見守りホットライン」等を開設いたしまして、相談対応を行っておりますので、そのことも紹介するとともに、本文の中で、御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。

以上が、中間のまとめに対する意見の募集結果でございます。あわせまして、寄せられた御意見を反映し、追記をした資料3が、答申（案）でございます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

鹿野委員 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありましたとおり、今回、都民の皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。

部会では、いただいた意見の答申（案）への反映について議論を行い、また、これまでの部会、総会での審議内容も踏まえて、答申（案）を取りまとめました。

御説明にありましたとおり、都民の皆様からいただいた御意見を受けて、確かに趣旨が分かりにくいというようなところもございましたので、趣旨、内容をより明確に分かりやすいものにするという方向での修文をしたところがございます。また、御意見の中には、今後の施策の具体化や運用において、とても参考になる貴重な御意見もございました。改めて、これら御意見に感謝を申し上げます。

これを踏まえて、部会での取りまとめの審議を行いました。その際、委員からも御意見を頂戴いたしました。

かいつまんで御紹介しますと、第一に、次期の計画は令和5年度からスタートするが、成年年齢の引下げが目前に迫っており、都は、若者への消費者教育の強化に引き続き取り組んでいってほしいという御意見がございました。それから、もう一つ紹介しますと、エシカル消費の理念をさらに広く都民に普及させる取組が必要であるといった御意見もございました。

これらの御意見なども含め、部会で審議をしまして、答申（案）を取りまとめさせていただいたという次第でございます。部会の皆様には、活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。ここに御報告申し上げます。

以上です。

○野澤会長 鹿野部会長、どうもありがとうございました。また、平澤部会長をはじめ部会委員の皆様には、中間のまとめに寄せられた意見を踏まえ、答申（案）をまとめていただき、感謝を申し上げます。

ただいま鹿野部会長からも御説明いただいたとおり、「中間のまとめ」に対して寄せられた意見を踏まえて追記した部分については、内容の変更ではなく、より分かりやすくするための表現や書きぶりの修正であったかと思えます。

そのほか、パブリックコメントを通じて寄せられた御意見は、基本的に今後、都が答申を踏まえて計画の改定を進めていく際の参考となる意見だと思います。

「中間のまとめ」は、これまでの部会や総会での各委員の意見を踏まえて取りまとめたものでしたので、答申内容につきましては、部会で作成していただきました原案どおり決定・承認とさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○野澤会長 それでは、異議がないものとして、承りました。本当にありがとうございます。

それでは、これから局長に答申書をお渡ししたいと思います。

（野澤会長から生活文化局長へ「答申書」手交）

○野澤会長 令和4年2月8日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都消費生活対策審議会会長、野澤正充。

東京都消費生活条例第45条の規定による諮問について答申。

令和3年5月20日付3生消企第93号により、当審議会に対して、諮問された事項について、下記のとおり答申いたします。

記

東京都消費生活基本計画の改定について

(手交後、着席)

○野澤会長 委員の皆様の御協力によりまして、答申書をまとめ、ただいま局長にお渡しすることができました。

ここで、武市局長より御挨拶をいただきたいと思います。

○生活文化局長 おはようございます。生活文化局長の武市でございます。

ただいま野澤会長より、「東京都消費生活基本計画の改定について」知事に代わり答申を頂戴いたしました。

昨年5月の諮問から、この間、野澤会長、鹿野部会長、平澤部会長をはじめ、委員・専門員の皆様方には、熱心に御議論いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

このたびの答申では、現行計画における取組実績ですとか、新型コロナウイルス感染症の影響も加味した消費者を取り巻く環境の変化なども踏まえて、計画全体を貫く視点を更新するとともに、政策の体系の中に必要な施策を盛り込んでいくべきという基本方針を示していただきました。この基本方針に基づきまして、デジタル社会に対応した消費者教育や事業者指導の在り方、サステナブルなライフスタイルの実現に向けたエシカル消費の一層の推進など、具体的な取組の方向性について御提言をいただきました。今後、答申を踏まえまして、関係局とも連携を図りながら計画の改定を進めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後ともそれぞれの専門のお立場から、都の消費生活行政に対する御意見・御提案を賜りますとともに、さらなる御指導のほど、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○野澤会長 武市局長、どうもありがとうございました。

ここで、武市局長は、他の公務のために退席されます。

(武市局長 退席)

○野澤会長 これからの時間は、今後、都が答申を踏まえて計画の改定を進めていく際の参考となる御意見や御要望などについて、お伺いしたいと思います。感想なども含めて、自由に御発言いただければと思います。

発言を希望される方は、挙手ボタン、手を挙げるというボタンですね、それを押してお知らせください。私のほうから順番に指名させていただきます。

いかがでしょうか。

それでは、渋谷委員、お願いいたします。

○渋谷委員 皆さん、おはようございます。それでは、早速ですけど、答申取りまとめ、ありがとうございました。私のほうから2点申し上げたいと思います。

まず、初めに、消費者教育についてです。

消費者教育については、いろいろな視点から熱心に取り組まれていただいております。私から、さらに取り組んでいただきたい点についてなのですが、消費者が購入する製品や食品は、製造者が幾ら気をつけていても不具合が出てしまうことがあります。そのために、リコールという制度が存在しています。製造物については以前からリコール制度が設けられていましたが、昨年6月から食品にもリコール制度が設置されています。ただし、まだまだリコール制度自体が消費者にあまり知られていないし、また、知っていても関心がないという状況があると思います。その結果、リコールされた食品を食べ続けたり、危険な製品を使い続けたりすることとなって事故につながる危険性もあります。消費者には、リコール制度の重要性をもっと知っていただく必要があると考えますので、ぜひとも消費者教育の取組の中で、リコールについても取り上げてほしいと思います。

それから、エシカル消費についてです。答申では、今後の取組の方向性として、民間企業等との協働でエシカル消費の実践につなげるプロジェクトを進めていくとの記載があります。消費者だけではなく企業側にも働きかけていくということは非常に重要であり、ぜひとも、この方向性で事業は進めていただきたいと思います。

一方、エシカル消費についての認知度は、まだまだ低いと感じています。エシカル消費の意義が広まってこそ、より多くの人々の行動変容につながっていくと考えます。企業等との連携によるプロジェクトをより効果的なものにするためにも、引き続き、エシカル消費の理念や意義についても普及啓発に取り組んでいただくようお願いいたします。私の意見といたします。

○野澤会長 渋谷委員、どうもありがとうございます。

消費者教育の中でリコール制度を取り上げていく。それから、エシカル消費については企業にも働きかけて、それから全体として周知を徹底していくということで御意見を承りました。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、かまた委員、お願いいたします。

○かまた委員 まずは、委員の先生方、本当に、ここまでまとめてくださり、ありがとうございました。あと、消費者教育の部分では、身近な団体を生かすということで、NPOなど具体的な文言も入れていただいて本当にありがたく思っております。

一つだけ、今後の啓発活動の方法について、お願いです。例えば高齢者の皆さんなどは、相談の場所を設置してくださったりしていますけれども、SNSがなかなか使えない方もいれば、逆に、SNSでいろいろ情報を求める方もいますし、また、若者の方々は、私はツイッター重視で今まで来たんですけども、もうツイッターは、それこそ古くて、インスタだという方もいらっしゃるんで、本当にいろんな状況の方がいらっしゃるんで、この啓発活動の情報発信につきましては、今の状況を踏まえて、いろんな世代の方に合うように、ぜひ、工夫をしていただければなと思いますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

以上です。

○野澤会長 かまた委員、どうもありがとうございます。誠にそのとおりだと思います。本当に貴重な意見、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、アオヤギ委員、お願いいたします。

すみません、アオヤギ委員、声が聞こえていないんですが、ミュートは外されていますか。

まだ声が聞こえません。

じゃあ、ちょっと一度入り直していただいて、すみません、ちょっとほかの委員に、先にお話しただきたいと思います。

それでは、湊元委員、お願いいたします。

○湊元委員 東京商工会議所、湊元でございます。

私ども、事業者団体ですので、傘下に多くの中小企業があります。今回の基本計画の改定も、我々の媒体等も使ってよくPRしたいと思っておりますし、特に、事業者のコンプライアンス意識の醸成について我々としても取組を進めていき、東京都とも協力しながらやっていきたいと思っております。

それから、今回の基本計画の改定、5年間にわたる基本計画ということですが、状況は刻々と変化してくると思っておりますし、情報媒体、あるいは技術、これも急速に変わってくると思っておりますので、改定案にも書いてあるとおり、臨機応変に、柔軟に見直しも行っていくべきだと思っております。当然ながら、毎年しっかりPDCAを回していただきたいと思っております。

それから、行政も、部局を超えて連携をしていただきたいと思っております。当然、国とも連携し、さらには行政の枠を超えた連携も重要です。パンデミック、あるいは震災など、様々な危機が世の中にはありますので、そうしたことは枠を超えて、ぜひ連携していただきたい。当然、官民の連携も一層進めていくべきだと思っております。今回の基本計画の中に、連携という言葉がたくさん入っていますので、連携のさらなる強化を本当に具体的に実現していくことが大事だと思っております。

以上です。

○野澤会長 湊元委員、どうもありがとうございます。事業者の御協力、本当によろしくお願いいたします。それから、全体として連携を強めていくということで承りました。どうもありがとうございます。

それでは、アオヤギ委員、いかがでしょう。入り直していただいて。

○アオヤギ委員 どうですか、聞こえますか。

○野澤会長 声、聞こえます。ありがとうございます。

○アオヤギ委員 聞こえますか。すみませんでした。

○野澤会長 そうしたら、お願いいたします。

○アオヤギ委員 都議会議員のアオヤギです。

改定作業、答申（案）、ありがとうございます。法改正のところを私も詳しく書いてほしいというふうに言いまして、反映していただきましてありがとうございます。

私も、教育のほうで、成人年齢の引下げの問題では、もう差し迫った問題で、子供たちにも一層早

く知らせていかなければならないというふうに思っています。これまでの、この答申の中にも、48ページなどには、この教育分野の取組があるんですけども、ぜひ、公立、私立も含めて、やっていることにはなっているのですが、規模的にはちょっと小さいかなというふうに思いますので、全校を含めた18歳になられる方々がもういらっしゃいますので、そこに向けた教育というのを、計画はどういうふうになっているのか、私学と、私立と公立のほうではどういう状況にあるのかというのを具体的に分かりましたらお示しいただきたいというふうに思います。

○野澤会長 アオヤギ委員、どうもありがとうございます。これ、現在の状況を質問ということで受け取ってよろしいでしょうか。

○アオヤギ委員 今年、どういう計画でいるのかというところがありましたら、私学も含めて。

○野澤会長 分かりました。

成年年齢引下げ、もうこの4月から変わりますが、いかがです、事務局のほうでは特に何か。

○活動推進課長 都の消費生活総合センターの馬淵です。発言してよろしいでしょうか。

○野澤会長 はい、お願いします。

○活動推進課長 アオヤギ委員、御質問ありがとうございます。

私立学校、公立学校ということで御質問いただいているのですが、周知や働きかけの重点策は、昨年度はまず、都教委とも連携を取りつつ都立高校を中心に、今年度は、都立に加え私学も働きかけております。事業活用の実績数としては、学校の方でもコロナ感染症対応の影響も大きくあり、まだまだなところはありますが、都立学校、私立学校の皆様にはご理解ご協力を得ているところです。都立の高等学校はもちろんのこと、私立学校さん、今日、中高協会から、委員で御出席されている松谷先生の学校さんをはじめとして私立学校でも授業などでとりあげていただいております。そのほか、都立では校長会や教科の研究会など、私学ではブロック会議のほうにも出席させていただいて、組織的な周知などに積極的に御協力をいただいているところです。ただ、先生おっしゃっているとおり、この4月で差し迫った問題ということを私どもも十分認識しておりまして、一層の努力が必要と思っております。引き続き、都教委、私どもの局の所管の私学部や中高協会さんとの連携、それから今日、出席いただいております私学財団さんとの連携をより深め、出来る限り遺漏なきように進めさせていきたいと思っております。この場をお借りいたしますが、委員の皆様方には引き続きのご協力をお願いさせていただきたく存じます。

以上になります。

○野澤会長 よろしいでしょうか。

○アオヤギ委員 ありがとうございます。

○野澤会長 どうもありがとうございます。アオヤギ委員の御指摘、大変貴重な御指摘でございまして、確かに成年年齢引下げについてはもう迫っているんですけども、教育のほうではまだ、十分とはまだ言えない状況にあるということで、引き続き、この点も力を入れていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、平澤委員、お願いいたします。

○平澤委員 おはようございます。聞こえますか。

○野澤会長 はい、聞こえます。

○平澤委員 ありがとうございます。

答申(案)、答申書をまとめていただきましてありがとうございます。私も消費者教育推進協議会の部会長で参加させていただきまして、非常に充実したものができたと思います。ありがとうございます。

これについて、成年年齢引下げのことが、やはり直前ですので、一言、いつも同じようなことになってしまいますけれども、発言させていただこうと思います。

法律が成立してから施行まで、3年10か月も設けられたわけですけど、もうあと2か月を切っただけです。その間、いろんな各所で工夫をして、いろんな手当をされていますけれども、消費者教育、先ほども少しお話が出ていましたけれども、消費者教育は、やはりそう簡単には浸透しないというか、いろんな諸努力がありますけれども、いまだにやはり不十分でありますし、何が成年年齢引下げによって起きるのかという周知がやはりできていないし、それから、若い人に対する伝え方というのはなかなか難しく、そう簡単にはいかないなということを思います。もうあと2か月になるものですから、いろんな企画があって、先週も日弁連でシンポジウムをやりましたけれども、問題点なんかも出てきているところですよ。ですけども、成立時に懸念されていたようなことはあまり解決されていない。それから、要するに、18歳、19歳は未成年者取消権を失うわけですけど、それに対する消費者契約法のつけ込み型の取消権などについても手当ができていない。今国会に係る消費者契約法改正についても、情報によると、かなり限定された取消権しか設けられようとしていません。

それから、マルチ商法についても、何か特別な取締りがあるかといえば、そういうわけでもないと思います。そうすると、ほぼと言う言い過ぎなのかもしれませんが、実感的には、ほぼ何もされていなく、18歳、19歳はそういう未成年者取消権を失って社会に出されるというふうに思ったほうがよくて、それに対する対応は、やはり大人の、大人と言ったらあれですけど、我々の責任、社会の責任なんじゃないかなと思います。

そういうことも含めて、今回の答申で、消費生活基本計画にも大分、消費者教育のことをもっていただいて、非常にこれは心強いと思うし、十分進めていただきたいなというふうに思います。特に、やはり若い人に情報を伝えにくいという中で、学校での役割とか、そういうのはやはり、重要なんだと思うんですね。消費者教育コーディネーター等が入ることで、いろんな実情が中に、生徒たちに伝わるといことも期待できると思うので、ぜひ、その部分は十分やっていただきたいと思います。

それと、やはり消費者教育だけではどうしようもないので、マルチ商法とか悪質商法は、取り締まる必要があると思います。この辺りも執行を強化していただいて、十分やっていただく。それから、引き下げられたらどういうことが起きるのか、今は、引き下げられる直前で、予想してこういう被害が起きるんじゃないかという話をしているわけですけども、実際どういうことが起きるのかというのを的確に把握して、速やかに施策に反映するというを十分やっていただきたいと思います。

145年続いてきた20歳成年というのが引き下がると。民法制定から言えば125年ぐらいですけど、そういうもの凄い大きなことが起きるわけなので、その覚悟を社会全体として受け止めるようにすべきだなというふうに思いました。ちょっと、この答申に絡めてですけど、多少感想みたいなこ

ともありますが、そんなようなことです。よろしくお願いします。

○野澤会長 平澤委員、どうもありがとうございました。この問題は、なかなか課題が、まだまだ大きく残っていると思います。引き続き、東京都も含めて、積極的に取り組んでいきたいと思います。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

じゃあ、坪田委員、お願いいたします。

○坪田委員 大変充実したものができたと思います。どうもありがとうございました。

東京都の場合は、情報発信の量であるとか、また、消費者教育に関連する資源が、非常に豊かであるにもかかわらず、情報を伝えたい人に届いているかどうかということは、まだ、これから深めていかなければならないと思っております。一にも二にも、たくさんあふれている情報を本当にどうやって届けたらいいかということだと思いました。これは、若者であっても高齢者であっても、全てにおいて、教育啓発、それから未然防止、また、消費生活センターに相談する方を増やしていくことによって、執行にもつながるわけですから、情報を届けることに最終的には尽きるのかなというのを非常に実感しました。特に、今迫っております成年年齢引下げですけれども、既に消費者教育コーディネーターさんが御活躍をされたり、教員向けの研修もされていると聞いています。いろいろなことをしていращやるのですけれども、さらにそれを深めていくには、プッシュ型といいますか、いろいろなことを取り組みながら、さらに届けたい人に伝えていくのは、最後は、人がどのくらいその方々にアプローチしていくかということに尽きると思います。これは、時間と労力が非常にかかるもので、何かの研修であるとかイベントを企画するだけで終わらなく、最後の詰めの段階だと思っております。そういうことから考えますと、やはり消費者教育コーディネーターさんも、今お一人、今後、充実していただけるのだと思うのですけれども、それでも東京都の人口、若者の数、学校の数からいきますと、大変です。そういった点で、NPOとか消費者団体も書き込んでいただきましたけれども、コーディネーターのような方を、またサポートというか、その下という言い方はおかしいですけれども、網の目のような形で消費者教育啓発は進めていかなければならないと思うのです。ぜひ、コーディネーターといった役割を持った方たちだけではなく、そうではない様々な人たちが関わりを持つことができるような、プラットフォーム的なものといいますか、そういったものを今後考えていただき、皆ができることを、できるような形で貢献をする場というのができるとうろしいかと思いました。

以上です。

○野澤会長 坪田委員、どうもありがとうございました。

最初のほうに、かまた委員も情報発信について発言されていましたが、様々なツールがあるんですけども、なかなか届かない。難しいところがあると思いますけれども、体制の整備も含めて、今後また検討していきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、松谷委員。お願いいたします。

○松谷委員 聞こえますでしょうか。

○野澤会長 はい、聞こえます。

○松谷委員 私学協会の代表の松谷と申します。

今、アオヤギ先生、それから平澤先生から、私学はどうなっているかというお話もありました。東京の私学は、やはり各学校の建学の精神にのっとり、教育を進めておりますので、各学校での違いがあると思います。しかしながら、成人年齢の引下げについては非常に皆注意を払っていて、この教育については各学校で実施しているというふうに考えられます。特に、家庭科や社会科の授業の中での実施、それから卒業時に、社会人教育ということで実施していると認識しています。本校では、特に家庭科で、そういったことを徹底してやっています、先ほどエシカルの消費教育について渋谷先生からお話をいただきましたけれども、これからはそうした教育も大切だというふうに考えております。それから、今年度本校の社会人教育では、弁護士の先生にお出でいただいて、18歳からの法令に基づいた消費行動について、生徒の理解を深めたところです。ただ、学校で差がありますので、全体的にはまだ統一されていないところもあると思います。また、東京都から消費者教育についての教員の研修とか、その他、学校・生徒に対してそれについてのパンフレット等があればありがたいなというふうに思います。

以上です。

○野澤会長 松谷委員、どうもありがとうございます。

貴重な情報と、それから、今後とも引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、小浦委員、お願いいたします。

○小浦委員 ありがとうございます。小浦でございます。

次期の基本計画を取りまとめていただいてありがとうございます。気になるところに関してパブコメも出させていただいたんですけども、御説明を聞いて納得したところでございます。それで、成年年齢引下げに関して、何人も、委員の方から御発言がありましたけれども、私は、届けたい人にきちんと情報が届くということが、まず、第一だなと思っておりまして、高齢者に関しては、見守りネットワークのところはかなり、いろんな注意喚起はできているんだろうなと思っています。しかし、若者に関して、なかなか難しいというところは感じております。先ほど平澤先生がおっしゃいましたシンポジウムに私も参加させていただいて、そこにパネリストで参加されていました大学生の方のお話を聞いたんですけども、非常に衝撃的でした。東京都でも、くらしWEB等でいろいろ工夫をされて発信をされているんですけども、そういったものへ、何というんでしょう、自分からつないで情報を得るなど、若者はしていなくて、じゃあ、どうしたら若い人に届くのかなと、そのシンポジウムを聞きながら感じました。相談しやすくということで、188を消費者庁で作られたんですけども、3桁の電話番号にかけるのも怖いというようなお話もありました。この4月から成年年齢が下がるんですけども、若年層の方たちと、シンポジウムまでいかななくても、小さな話合いといいますか、意見交換の場を頻繁に持っていただきまして、どういうふうにすれば皆さん情報を取ってもらえるんだろうか、そういったことを積み重ねていっていただきながら、ぜひ情報発信が若年層に届くように、何か工夫をしていただければと思って発言させていただきました。

以上です。

○野澤会長 小浦委員、どうも貴重な意見、本当にありがとうございます。なかなか、その課題なんですけれども、今後また、ぜひ、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。本当にありが

とうございます。

それでは、岡崎専門員、お願いいたします。

○岡崎専門員 ありがとうございます。取りまとめ、ありがとうございました。

少しだけ申し上げたく存じます。日々、東京都と連携をさせていただいて、消費者教育を含む金融教育に取り組んでおります。今後とも、私どもも全力を尽くして取り組んでまいりたいと思ひますし、これまで以上に連携させていただければと存じております。

日々、私どもでは、東京都内の様々な先と連携させていただいておりますけれども、東京都が、この会議の構成でも分かりますように、極めて多方面と緊密に連携されているにもかかわらず、私どもではやはり行政の壁というものを感ずるところでございます。

例えば、区市町村と講座の講師派遣をしておりますと、例えば成年年齢の講座に定員の余裕があつても、募集したのだからそれでよく、参加は厳密に区民でなければ駄目だというようなことがございます。ルールに基づいてのこととは分かるのですが、特に急を要する成年年齢のテーマであれば、何か、区をまたがってでも募集をしてくださいというようなことがあれば、有意義な講座をより多くの方に活用いただけるのではないかと思つたりするところです。

また、私どもでは、法務省と、少年院、刑務所に関して、改めて緊密に連携をさせていただいております。東京都金融広報委員会では、多摩少年院と府中刑務所に継続的に講師派遣を行つてまいりまして、この事例を取り上げて、全国の金融広報委員会に周知をし、法務省では、全国のできる限り全ての少年院で、こういった生活にまつわるお金や契約の問題についての講座を行うようにという働きかけをしているところです。このような動きにつきまして、この会議で一度発言させていただいたかと存じますけれども、皆様にも、ご承知おきいただければと存じております。また、行政の壁を越えての連携ということが、さらに一層進みますことを念じつつ、私どもも微力を尽くしてまいりたいと存じます。

もう一点でございますが、この答申の中にも詳しく書いていただいておりますデジタル化に関する対応についてですけれども、私ども、日頃、民間の団体と連携をしてオンラインイベントなどをさせていただく中で、都庁からいただく周知、協力依頼などが、今も少し紙媒体にウエイトがあるなというふうに感ずるところでございます。日々、メール等で周知をしたりするようになっていきますので、チラシを例えば100枚郵送でいただきますと、これをどうしようかという感じですが、一番密接な協力者である金融広報アドバイザーに周知するにも、PDFをいただければすぐ転送することができますが、封入して発送するとなると手間がかかります。コロナもあり、消費者センターなどに来場される方が減っている可能性もあることなどを考えますと、より一層デジタル化を進めていただきますと、様々な有意義な内容の周知が進むのではないかと、日々存じているところでございます。

発言させていただき、ありがとうございました。引き続き、お願いいたします。

○野澤会長 岡崎専門員、本当にどうもありがとうございます。

貴重な情報と、それから現実の課題といひますか、現実の問題点ということで、受け止めさせていただきます。どうもありがとうございます。

○岡崎専門員 ありがとうございました。

○野澤会長 それでは、角田委員、お願いいたします。

○角田委員 明治学院の角田でございます。聞こえますでしょうか。

○野澤会長 はい、大丈夫です。

まとめを担当された部会の委員の方々には、お礼申し上げます。

今後の実施に関して、2点ほど申し上げておきたいと思います。

1点は、デジタル化の進展に関して、です。デジタル化の進展は急速で、消費者が利用するサービスやキャッシュレスの決済手段等さまざまなものが登場してくることが考えられるので、状況の変化への適切な対応ができるようお願いしておきたいと思います。

それから、消費生活相談に関して、多様なニーズへの対応体制などはとても評価できるものですが、消費者被害の救済状況等消費生活相談の対応、そしてそれが適切にできているのかについても見えづらくなっていることが気になっています。

私は、国民生活センターで勤務していた際、最初の10年と後半の5年消費生活相談業務に携わっておりました。消費生活相談は、生の情報が重要で、それを踏まえてどういい解決や制度づくりなどができるかが問われると考えております。

最近の消費生活相談の情報は、相談内容の紹介による注意情報といったものが多く、個別の相談への対応状況や結果まで紹介されている情報が少なくなっています。

対応状況や結果などの情報も提供された方がいいということ、そして、消費生活相談の対応等の評価が適切にできる体制となっていることが望まれます。

○野澤会長 どうもありがとうございます。

大変貴重な御意見で、情報発信の課題だと思いますから、また引き続き、東京都でも考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

あと、御意見がたくさん出てまいりますけれども、時間との関係もございますので、ただいま挙手ボタンでお知らせいただいている方までとさせていただきます。

それでは、平野委員、お願いいたします。

○平野委員 皆様、こんにちは。主婦連の平野でございます。とても隅々まで考えられた取組案だと思います。ありがとうございました。

私からは、2点あります。

皆様からお話がありましたように、成年年齢の引下げについて、その普及教育ということは、本当に悩ましいところだと思います。先ほど、平澤弁護士さんからもありましたように、この法律の施行までの3年2か月、何をやっていたのか、本当に憤りとして感じています。皆さんが啓発に努力しているというのは分かりますが、この4月に成人年齢を迎える人たち、全員に周知していなければいけなかったことができていたのか疑問です。周知漏れを残したまま、拙速に進めているのではないのかというのを感じております。周知・教育には本当に時間がかかるものです。そして、周知の対象となるのは高校3年生の年代の17歳ぐらいの方たちだと思いますけれども、その方たちへのフォローはしつつ、その前の年代から対象としてもう少し低い年齢、中学生ぐらいから、学校教育の中でやっていかなければいけない問題だと思っております。これは大人や、先生が言っても、子供たちには響か

ないと思います。資料の3、29ページにインタビューの調査結果があります。公共機関や、情報発信に関する若者のグループのインタビュー調査のところですが、公共機関や行政機関のアカウントをフォローしていないというのが最初に上がってますし、自分や家族が巻き込まれない限り情報を入手しようとしなくていいとか、リンク先に飛ばないと内容が分からないのは面倒とか、この辺が若者たちの状況だと思います。若者たちに届くのは、少し自分たちよりも年齢が上の、例えば大学生であったり、こういったトラブルの経験をしたことのある方がお話ししているのはとても心に響くと思われまます。行動心理学をなさっている先生たちは御存知だと思います。若い方に講師として活動していただくというような活用の仕方というのでも考えていただきたいと思います。

それから、2点目です。

今もコロナ禍にあります。オミクロン株、変異株等が広がっていて、今後の見通しが立たない状況にあります。あらゆる世代の人たちがひきこもり、そして孤立化されています。今後状況が落ち着きこのコロナ禍が明けたとしても、精神的に病んでいく人たちが増えていくと思われまますので、その辺のフォローを早めに考えていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○野澤会長 平野委員、本当にありがとうございました。貴重な御意見でございますので、ぜひ東京都のほうでも、また考えていきたいと思われまます。

それでは、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

まずは、今回の答申を取りまとめいただきまして、大変ありがとうございました。とてもよい内容、計画になったと思われまます。その中で、私が特に期待したいのは、冒頭にも渋谷先生が御発言されておりましたが、答申の54ページにございます民間企業と構築するプラットフォームによる協働プロジェクトというものです。調査結果にも書かれていますが、消費者も持続可能な社会に貢献する消費、エシカル消費を意識している人が増えてきておられまます。消費者自身がアンテナを広げて情報収集し、行動につなげることが重要ですが、適切な情報がないと商品や企業の選択ができません。日本の企業は、エシカルな商品の開発、販売、行動をしても、控えめなところもありまして、情報のディスクロズが少ない企業も多いです。また、SDGs ウォッシュと言われる場合もありますので、どこが発信した情報かということが非常に重要になってくると思われまます。今回の計画のように、行政と企業が協働して情報発信を行うということは、消費者、そして事業者、双方の行動変容につながると思われまます。ぜひ、このプロジェクトを推進していただくように、そして、それに参加することが事業者にとってステータスになるように、また消費者にも参加いただく形になるように、このプロジェクトが進んでいくことを特に期待したいと思われまますし、事業者団体であります私どもも協力させていただきたいと思われまます。どうぞよろしくおられまます。

以上であります。ありがとうございました。

○野澤会長 坂倉委員、本当にありがとうございました。ぜひとも、よろしくおられまます。

それでは、石戸谷委員、お願いいたします。

○石戸谷委員 すみません、石戸谷です。

答申ありがとうございました。今後、これに具体的施策をにらみながら素案の策定という流れになっていくかと思うんですけれども、前回の話でいきますと、素案の段階でかなり具体的なものが盛り込まれてくるということで、例えば、消費者安全確保地域協議会の制度の見直し云々というのは、ちょっと答申の段階では内容には触れていなかったのですが、その素案の段階になってくると方向性も書き込まれるというふうに理解いたしました。関係者、非常にたくさん参画を積極的にしていただきたい分野、テーマというのはたくさんあると思いますので、そういう意味では、素案はできるだけ具体的に、分かりやすく盛り込んでいただければと思います。それで、具体的施策というのは、ちょっと素案の作成とテンポがずれるかと思うんですけれども、委員のほうとすれば、具体的施策を見て、気づいた点について具体的に意見を言うというのは役割かと思っておりますので、リアルで集まっていたときは、机上配付で参考資料としていただいて、それを見ながらいろいろ言えたんですけれども、こういう状況になっていますので、委員のほうには、それに変わるものとして、電子データでもいいんですけど、その辺をぜひ御検討いただきたいということを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○野澤会長 石戸谷委員、どうもありがとうございます。ぜひとも検討させていただきたいと思えます。

まだまだ発言されたい方もいらっしゃると思いますけれども、大変申し訳ありませんけれども、時間との関係もございますので、この辺で議論としては終えさせていただきたいと思えます。

様々な、貴重な御意見、本当にどうもありがとうございました。引き続き、検討させていただきたいと思えます。

議事は以上で終わりとなります。

委員の皆様の御協力により、答申をまとめることができました。長期間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これにて、第4回総会を閉会したいと思います。本当にどうもありがとうございました。

午前11時04分閉会